

会議名：会話

録音日：平成25年5月31日（金）

場 所：南自宅

発言者は下記のように立てています。

○A：弓場秀昭

○B：南

【備考】

(① 0:40:04~0:47:45)

○A で、聞きます。これはどれを使ったんですか。

○B これまで私、言うてきました。

○A 違う。聞いてください。言うてください。

○B 不信行為を使いました。

○A え？

○B 不信行為というものを使いました。

○A をつけたんですね。

○B はい。

○A それで、あなたはずっと1カ月間やって。

○B そうです。

○A そして27日も、それであなたは同じこと書きました。

○B そうです。

○A その理由は、そしたら。

○B もうこじつけた理由をつけました。

○A 介護保険の9条とか、ここの、あなた言うた、この条項を使いました。

○B はい。

○A もう一回言います。今でもこのままなんですか、それとも、この間あなたが謝って
くれたように、これはどうなんですか。

○B 弓場さん、言います。

○A 言うてください。言うてください。

○B 言いますけど。

○A 違う。言うてください。ちゃんと言うてください。

○B はい。

○A きょうはきっちりやってください。

○B そうそう。もう、ほんならこの質問は。

○A ちょっと待ってください。とりあえず言ってください。今回は、前は来たときも弓
場さんは不信行為をしてない、みらいが不信行為であって、みらいのことは契約不履
行であったと、あなたは私の前ではっきり言うてくれた。

○B 言いました。変わってません。

○A これも、今も変わってませんか。

○B はい。

○A きょうは5月30日。

○B はい。もうちゃんと弓場さんに言うてる。

○A ごめんなさい、今は何を。平成二十何年？

○B 25年。

○A 平成25年5月31日、5時25分、あなたは、みらいはあの解約は契約不履行であり、
介護事業者としては完全な不信行為であったと。

○B はい。

○A それはちゃんと認めてくれますか。

○B はい。

○A いいですね。

○B はい。

○A 後で、おどされたとか言わんといってくださいね。いいですね。

○B もうどんなところへ出してもらっても結構です。

○A じゃあ、裁判になっても言ってくれますか。

○B はい。

○A 言ってくれますか。

○B はい。

○A じゃあ安田さんが違う言うても、あなたとして、当時の課長として、ちゃんとあなたは宣誓できますか。

○B はい、いたします。

○A そうですか、わかりました。

それともう一つ、今回のこの文章見たとき、安田さんが、副市長が言うのは、私は知らないとかじゃなくて、この文章を見たら、別に私が不信行為を、あなたはちゃんと認めてるけども、でも、この文章だったら一方的に、一方的なもんね。

○B 何？

○A この文章、契約書上、不信行為をしていなかったら、一方的に次の日から何の理由もなくいきなり、文書も出さずに、解約の「か」も言わずに、一方的に切ることができますか。できないでしょう。

OB はい。

OA ましてや私の場合は、継続しがたいほどの不信行為をしていなかったら、これ以外の理由で何かあるんですか。

OB 契約書を読むと、それ以外では解約はできないとなってます。

OA 載ってますよね。

OB はい。

OA つまり、もともとあなたも知ってのとおり、この介護事業は一番、あなたも前も言うたな、こういう障害者を守るために、どんな形であってもできるだけサービスに拘わらないように、ちゃんと日ごろから管理の体制も整えて、そして、どっちにしてもこんな契約不履行みたいなあり得ない、障害者支援にとっては致命傷の、こんなサービスをいきなり切らないように環境からも全て整えながら、もちろんちゃんとサービスがどうしても事情であるときは1カ月前に告知して、あとの残りの、告知後は1カ月間ちゃんとフォローしなさいってなってますね。

OB はい。

OA それよろしいですね。

OB はい。契約書どおりです、そう書かれています。

OA そうですよね。じゃあ何で事があのかは起きたんですか、教えてください。

OB ですから、この条項を私が事前にわかっておけば、こういうことにはなってなかったと思います。

OA ということは、契約上知らなかったらやってしまったんですか。

OB はい。

OA じゃあ1個聞きます。普通、契約書がなくても、人道的見地からそんなことできるんですか。

OB いいえ。できるだけそういうことは食いとめるように努めないといけないと思います。

OA 食いとめるんじゃないくて、あなたたちは一緒にしたんですよ。私の言いたいのはね、今回の問題は何度考えても、あなた言う、あなたもしつこく、弓場さん、もう同じことを言わないでと言う。でも私は、何でもここまであなたに聞くのは、普通の人間だったらできないです。

OB はい、もうそれは。

○A だから、私にすれば、あなたたちがこんな理由を知らなかったから切ってしまったじゃなくて、普通の人間だったら、相手は事業者ですよ、金もうけですよ、組織ですよ、みんな元気な、車乗れる人ですよ。その人間が何かささいなことで自分を正当化するために切りたい言うたときに、いや、ちょっと待ってください、契約書を見てください。あなた言いに来たら、契約書を持ってきてから私の家、話に来てください、そこからちゃんとしましょう、普通そう違いますか？

○B はい、そうです。

○A そうですね。まして今回の解約をするまで、11月30日から12月5日まで、ずっと4日間、それすら一個も手を打ってない。手を打つというよりも、考える時間なかったんですか。

○B はい。

○A あなた、いきなりこんな障害者に、いきなり次の日からこんな不安で、こんな力がかかって、これでもし混乱起きてびっくりしてこけたら、あなたは責任とってくれますか。

(② 0:51:15~0:53:00)

○A でも、自分は動けないからあなたに言った。何でかいうたら、警察に言うても、多分民事やからとか、行政に相談したらどうですか、阪南市へ相談したら多分言うと思う。警察言うと思う。あなたしかないんやと。

でも、その人間が、別に泣きついたんじゃない。こんなことがありました、自治体としてどう思いますか。あなたははっきり言うた、自治体としては許せませんね。しばらくお待ちください。すぐ社長を探します。でも、あんたらはその時点では、もう先にみんなで電話で、タジマさんや泉南市のグチさんらで、みんなで、みんなその前から、私から電話来る前から、前の日の電話の切り方は、いきなり切って、電話だけでは世の中では通じない。だから、南さんから言ってあげてください。刎付課長やったらちゃんと後のフォロー、尻拭きしてくれる。あなたもそれを聞いてた。でも、私にはその裏では逆に、ああ、そうですか、自治体としては許せませんね。ねえ。それはそうだったでしょう。え？

○B はい。

○A ねえ。余りにもこんな裏切りないですよ。こっちは警察へ駆け込んだら、同じやぐさの仲間やった。こんな思いを受けた人間どれだけ悔しいかわかりますか。

(③ 2:08:12~2:13:00)

○A だから僕は、今さっきちょっとまた話それたけども、みらいが来たときに、弓場さんから何か殴られたか、お尻さわられた何かとか、不信行為になるような判断するよ
うな、どれをもってあなたは思ったわけ？

○B いえ。

○A でも、あなたはそのときも不信行為とか考えずに、ただ認めただけやろう？

○B そうです、はい。

○A 何でそうなるのよ。何で障害者が、切られるほうは障害者1人やで。何でこんな事
業会社の女のこんな芝居に何で乗っかるん。

○B それは介護保険課長として一番いけないことやと思います。それをしてしまった。

○A もしこれあなたね、ほんまに何かあって、私がこけて何かあって、長期入院とか完
全に動けなくなったら、あんたらのやることって、ほんまに大きなことやねんで。

○B はい。

○A 済みませんで終われんねんで。ましてや人の契約に、何遍も言う、本来そのために
あなたがいてるんや。あなたらの、自治体の承諾を、解約するときは説明して、ちゃ
んと変な形にならんために、歯どめをするためにあなたらがいてるんやで。

○B はい。

○A 逆やったんやで、あんたら。

○B はい。

○A そういませんか。

○B はい。

○A 南さん。

○B ええ。もうそれは当然そうですし、弁護士さんにも一度話をしたときは、そういう
ことを私はしてしまいましたということはね、話を全て言いました。

○A 弁護士が言ってくれましたか。

○B はい。

○A え？

○B 言いました。

○A おたくのね、あなたとこのね、言ってくれたんやね。

○B ええ、もう言ってます。

OA それで何ちゅったんですか、じゃあ何であんな文章になってしまうんですか。

OB もうその辺は。

OA 後は、弁護士じゃなくて安田さんのあれじゃないですか、文章つくったの。あなたと、何で、弁護士とあなた、そういう機会あったんですか。

OB はい。実は今回、もうきょう結論って連絡いただきましたけど。

OA ええ？

OB 今、相談してるって、きょう冒頭、私。話をしましたよね。

OA うん。

OB その結果の今回のことについて、私は弁護士さんに説明に行ってきました。

OA あなたが？

OB うん。私が行ってきたんです。

OA 安田さんと？

OB 私1人で。

OA 1人で、はい。

OB こういう形で弓場さんと、もう状況は前から知ってますから、何とかいい方法ないんですかと冒頭言いました。でも、きょう結論がほぼ固まりました、固まったというより、どういう形をするということは、そういう案はないと。もうちゃんと弓場さんとの話し合いを、これまで以上に。

OA ちょっと待って。今の話またころっと変わった。何て？どう言った？あなたは行っただけでしょう？それで行って？

OB いい方法はないかと。

OA ないですかって言った。

OB うん。

OA ほんなら何を、あなたは、きょうは結論何とか言ったでしょう。

OB うん。

OA もう一回言って。

OB いい方法はないかと行きましたけども、弁護士さんと。

OA いつ行ったんですか。

OB 3日ほど前やと思います。

OA 3日前にあなたが、安田さんにそれは言うたんですか、行ってきますって言った？

OB はい、言いました。

OA ほんなら彼は何ちゅったんですか。

OB そういう形で行ってこいという話は受けたので。

OA それに対して、で、行ったんですか。

OB うん。

OA そのときに、何の話言った？さっき結論、何か聞こえなかった。

OB いい形で、もう6カ月たちますし、何かいい方法はないですかということで話をもちかけに行っただけです。でも、しかし、弁護士さんとしては、そういう解決方法はないと。

OA どういう意味かわからん。

OB すぐに解決できる方法なんて。

OA 解決方法はないけども、結論づけて言うてんねやろう、彼は。

OB そう。やってきたこれまでの経過は知ってる中で、もう丁寧に弓場さんと話し合いを、これからも続けなさいと。

OA え？私との話し合いを続けなさいって？

OB ええ。そういう、要は、ほかに選択肢はないという話。

OA じゃあ……、このね。

(④ 02:42:00~2:58:47)

OA 弓場さんは、不信行為はしていないし、こんな不信行為の条項に該当するようなことを、前はぶつけたけども、それは間違いですとか書いてよ。

OB それもあわせて、弁護士さんそこへ行ったんです。

OA え？

OB それもあわせて、一緒に弁護士さんのところへ相談に行ってきました。

OA それは言うたん？

OB はい。

OA ほんじゃ何て言うてんの。

OB 弁護士さんとしては、前の副市長の文章もそうですけども、もう申しわけないですけど、もう文書回答については控えるようにという、そういう指示を受けてきましたので、それもあわせて弓場さんにも報告せなあかんなど。

OA じゃあ、例えば人に対して冤罪を突きつけて、警察でも間違いやって留置場に入れ

た、ほいで記録に残ってる。実は間違いでしたから、ちゃんと何月何日付で、間違いでしたっちゅって解放しました、間違いでした、みんなやるんや。何でそれをせえへんの。冤罪残したまま何ですんのよ。え？違う？

それが嫌やったら、弓場さん、お金100万円かかるけども、あんた自分の名誉を回復したかったら自分でお金出してください。あんたらはええわ。自分らの、市民のお金でやったらええんや。自分らの腹痛めへん。私はお金かかるんやで。あんた出してくれるか、南さん、そんなん言うんやったら。あなたはそれだけの私に対してやったやないか。

○B はい。もうそれは十分わかっております。

○A あんたはええわ。安田でも、あいつでも何でも平気で言う、嫌やったら裁判。あなた裁判するの幾らかかかってる、お金。1回やったら最低70万円やで、何でも、最低は1回。それがもし1年、2年、あんたら控訴したら、2年、3年かかったら何ぼお金かかると思う？あんたお金出してくれるか。弓場さん名誉回復したかったら、文章出さへんから、お金出しますから、どうぞやってください。構へんよ、お金出してくれ。そしたら、もうあんたに文章書かんでええわ。

そうや、仕方ない。あんたは自分つくったんやで、あんた、これ。それで、……何と言う、これはあんたらね、シュレッダーに入れたら終わってるけど、私のここの頭の中に消しゴムやっても消えへん。自分だって子供が、あなたは子供何人してるの。子供、何人してるの。いないの？

○B え？

○A 子供何人してるの。

○B 何人もおりませんが。

○A え？あなた子供。

○B 1人です。

○A え？

○B 1人おります。

○A 1人子供さんいるの？子供さんは私みたいな不自由な方、少し？

○B いえ。

○A 普通の元気な人？

○B ええ。

○A 健康な方ですか、ほんならええわ。ええけどね、子供がもし何かで、車に引かれて歩かれへんかったときどうする？ずっと残るわけや、すぐに消しゴムで消せる？

○B それは消せません。

○A そうでしょう。

○B はい。

○A じゃあ何で？自分がやったら嫌なこと、どうしてあなたは人に押しつけるんですか。

○B もう。

○A じゃあそんなときは弁護士に言おうが、あなたがほんまに心底弓場さんとか今回言うんやったら、口先だけじゃなくて文章を書いて言うたほうがええ。え？あなた、もし安田がやめろ言うても、結構です、そのときは私やめるっちゅって言えよ。書いてくれよ。心配せんでもあんたら、こんな文章書いたからって、あんたが首なったら、逆に私が市と弁護士を訴えたるわ。あんたを守ったるわ。

○B ありがとうございます。

○A 違う？人間いうたらそうや。そんなもん理由ならへん。弁護士が合ってるとか弁護士が正しいん違う。弁護士は神さん違うねん。

○B それはそうやと思います。

○A あなたも55年生きてきて、自分の信念ちゅうか、そんなんすら持ってないの？あなたも言いに行ったんやったら、わかりました、会社も弁護士もあかんちゅうんやったら、私自分で、私にも意地があります。弓場さんに言った言葉の、男に二言はないはずです。言葉には責任持ってます。だからちゃんと私は弓場さんの、市民に対して失礼したんで、冤罪を残してるんで、だから一応その撤回だけはさせていただきます。それで私を首にするんやったら結構です。私も覚悟であります。そう言うたらええやないか。あなたそうやんか、仕事ってみんな、消防士でもみんな命がけでやるんや。

あなたらはそんなね、覚悟もなくやってるからこんなことが起きるんよ。もしあんたらも今回みたいな覚悟を持ってとか、大事なこととか、後に引き戻せないとか、だからみんなもっと慎重とか、もっと相手のこと考えるんよ。あんた何も考えへん。子供の遊びやったんや。あなたらは解約ごっこをしただけや、あんたらは。人の生活、生きてるこんな自分たちの生活を、1人でこんなんやってる人間の苦しさとか知らずに、あんたら上手にだませたな、上手にころっと形をつくれたな。え？契約ごっこしただけや。え？

○A 健康な方ですか、ほんならええわ。ええけどね、子供がもし何かで、車に引かれて歩かれへんかったときどうする？ずっと残るわけや、すぐに消しゴムで消せる？

○B それは消せません。

○A そうでしょう。

○B はい。

○A じゃあ何で？自分がやったら嫌なこと、どうしてあなたは人に押しつけるんですか。

○B もう。

○A じゃあそんなときは弁護士に言おうが、あなたがほんまに心底弓場さんとか今回言うんやったら、口先だけじゃなくて文章を書いて言うたほうがええ。え？あなた、もし安田がやめろ言うても、結構です、そのときは私やめるっちゅって言えよ。書いてくれよ。心配せんでもあんたら、こんな文章書いたからって、あんたが首なったら、逆に私が市と弁護士を訴えたるわ。あんたを守ったるわ。

○B ありがとうございます。

○A 違う？人間いうたらそうや。そんなもん理由ならへん。弁護士が合ってるとか弁護士が正しいん違う。弁護士は神さん違うねん。

○B それはそうやと思います。

○A あなたも55年生きてきて、自分の信念ちゅうか、そんなんすら持ってないの？あなたも言いに行ったら、わかりました、会社も弁護士もあかんちゅうんやったら、私自分で、私にも意地があります。弓場さんに言った言葉の、男に二言はないはずです。言葉には責任持ってます。だからちゃんと私は弓場さんの、市民に対して失礼したんで、冤罪を残してるんで、だから一応その撤回だけはさせてもらいます。それで私を首にするんやったら結構です。私も覚悟であります。そう言うたらええやないか。あなたそうやんか、仕事ってみんな、消防士でもみんな命がけでやるんや。

あなたらはそんなね、覚悟もなくやってるからこんなことが起きるんよ。もしあんたらも今回みたいな覚悟を持ってとか、大事なこととか、後に引き戻せないとか、だからみんなもっと慎重とか、もっと相手のこと考えるんよ。あんた何も考えへん。子供の遊びやったんや。あなたらは解約ごっこをただけや、あんたらは。人の生活、生きてるこんな自分たちの生活を、1人でこんなんやってる人間の苦しさとか知らずに、あんたら上手にだませたな、上手にころっと形をつくれたな。え？契約ごっこしただけや。え？

法律では、何もいいわ、皆さん、ここに書いてるか。電話ではあきませんが、面とだったらいいと書いてあげるか。え？ねえ。だから、そこまであんたらやったんやから、せめて男のやった言葉とか行動に対しては責任持てよ、言葉にも。まして、あんたらどっかの全然わけのわからん、言うたらややこしい会社やったら、私らも最初から疑って相手にしないけども、阪南市の課長やで、その人間の言うことやったら、そんなむちゃくちゃなことせえへんやろうと思ってるから。だから、ちゃんとやってくれというねん。

だから私きょう言うたやん、最後、もうきょうであなたも会いたくないというて話してもらった。でも、あなたも言うた、阪南市の安田さんは言うてるけど、私はいつも考え方が変わってません言うんやったら、ここ書いてくれって言っとんねん。だから、弓場さん宛てに12月27日にこんな文章出しましたけども、発行して、ジョウコウの前でやったこの文章は、全て内容もねじ曲げ、何の根拠もない形で、一方的に弓場さんの不信行為を裏づけるためのあり得ない証拠資料としてつくりました。それは明らかに間違いでありましたので、きょうの日付書いて、ちゃんと書いて、撤回します。

そして、つまり前は、弓場さんは不信行為者だけども、明らかにそんなことありません。みらいの一方的な介護事業者として、こんな介護サービス事業を主導する立場から言ったら、あり得ない解約を認めてしまった。書いてください、それだけ。

ですから、弓場さんが言うてる、これは明らかな契約不履行である。こんな契約書見たらどこにも書いてないから、裁判官ではないから言えないんだけど、あのときはそれを盾にやりました。だから、それは前のもとに戻します。弓場さんは不信行為をしてないし、明らかにみらいのほう不信行為をして、一発解約をやってしまいました。

これは阪南市も泉南市もやったことないことに、弓場さん既成事実をもって冤罪のようなものになってしまいました。本当に申しわけございません。あなたが書いて。そのときはあなたに訴えるつもりもないし。ねえ。

OB 私も逃げるつもりでそんなん書こうとかね、そういうつもりは一切ないです。弓場さんに迷惑かけたこと。

OA 違うよ。あなたが言うてるんやから、文章で書いてって言うねん。

OB ええ。

OA じゃあ何で、言葉で言うなら字で下さい。

OB そうなんです。その辺が私も意味はもう一つわかりません。立場を変えるつもりもないですけど。

OA いやいや、ごめんやで。あんたも子供違うんよ。

OB うん、それはわかります。

OA ちょっと待って。あなたには、会社にいることも、いなくとも退職するも、サリンまけ言うたら、あんたサリンまけんやろう。いや、まけんやろう。サリンまけん。それを判断するやろう。自分はそれは、サリンをまいてこいって弁護士が言うたら行く？

OB ん？

OA いや、聞いて。もし、安田と弁護士が、南、今からサリンまいてこい言うたら、わかりました、業務命令ですから行ってきます。やるか。

OB やりません。

OA やらんやろう。そうでしょう。だったらこれはあなたの今意思が働きましたね、この場合は。

OB うん。

OA じゃああなたも私に言ったことは、私は、弓場さんは不信行為はしてませんで言ったんやったら書いてください。意思で言いましたってあなた言ったやん、さっき。ずっと、途中からずっと弓場さんには、その言葉は変わってません、裁判でも言いに行きます言うたんやったら、ここに書いてくれたらいいと、それだけ。それだけや。

これに対して、書いた以上、私はやめさせられるかわかりませんから、そのときはお役に立てませんけども、お許してください。書いてくれ、そしたら。え？書いてくれよ。いや、それぐらいうちの自治体は。

OB 気持ちわかります。それだけのことをしてきた者なんですから。

OA そう。これがね、まだこの途中やとか手前で私が相談したことやったら、何ぼでもかまへん。でも、これだけ、12月2日からこの27日まで、こんな文章出したんやで。

OB 私の気持ちとしてはそのような形で、できる限り弓場さんの気持ちに沿うような形はしたいというのは当然、やまやまです。

OA え？

OB 気持ちに沿うような形で、本当は書いてという形はするべきやと思いますが。

OA べきじゃなくて、ねばならんよ。

OB うん。

OA ねえ。

OB ええ。

OA なかったら、これあるんやで。これ出したんやで。

OB わかってます。

OA え？

OB ええ。十分わかって。

OA ……に書いてあんねんで。法的にはって書いてあんねんで、出したんやで。

OB はい。

OA ねえ。こないして、あんたらの正当化する理由にしたんやで。だから今度は、それは違ってたと言うとるだけや。私はいつも……。

OB うん。ヘルパーさんの前でも、私、宣言で、タキさんの前でも言うたんは、はっきり聞いてもらってます。私がそうですということは、ヘルパーさんもあの場で聞いてくれてはります。それを翻す。

OA そうやろう。そういうのを文章出してくれ。

OB ただ、それを相談したんです。

OA だから言うたんやん。

OB 無視をした、弓場さんに。

OA 違うって。誰も言うてへん。だから弓場さん、私行ってきました、本当は市として出したらいんやけども、弁護士はあかんて言うてるし、だから私の気持ちだけでは、一応気持ちだけでも書かせてもらいます。それでええわ。

だから、ここで市の見解って書いてといたら。当時の、12月5日に解約の、みらいに対して一発解約を認めて、1カ月間ずっとそういう形で、なし崩し的に既成事実でつくったけども、12月27日にもあんな文章で私を一方的にやったと、市の見解まで書いたけども、市の見解では書いたらまもらんて、何でかいうたら、私も市の見解のオフィシャルな、弓場さんにはだましたけども、市の見解ではなくて、課長、当時の、南、あなたの名前、下何ちゅうの。

OB シンイといいます。

OA シン？

OB 伊。

- A シンさん。南シンは市の番号もとらずに、介護保険課の課長として、こんな文章を出していました。今も市の幹部や弁護士から叱責を受けてますから。ただし、私の出した文章は市の見解ではなかったんです。だから、そのときの、弓場さんには許せないけども、それは事実だったので、私の立場で出したので、市の見解、市は認めてくれないので、当時の私が出したように、南シン、課長の南シンがちゃんと間違いであったと、それを書きますので、それだけでも許してくださいと。許すいうたら何か変やから、その形になってしまいます。どうか御理解ください。書いてください。
- B ええ。もう一度時間だけ下さい、弓場さん。
- A え？
- B 時間だけ下さい。私もここでという話やったら、何でそんなん書いたんだって、書かされたんだって、もし弓場さんが思われると嫌やから、自分の意思で書くのかどうか、それはちょっと時間下さい。
- A でも、自分の意思で書くんやったら書けるんやろう？
- B ただ、組織の中での。
- A 違う。組織の問題。
- B 謝ってるから。
- A 違う。組織の論理と、そんないえ勝手な理由と関係あらへん。世の中で、あんた思わへん、何かあったときに、あんたがもし南海電車のバスでね、何かバスで事故起こしてね、失敗してやって、ほいで、済みません、ちゃんと払います言うというて、帰ったら、会社は認めてくれません、済みませんで通るか、そんなん言うたら。
- B とりあえずお時間だけ。今でなくて来週必ずまたお返事させていただきます。